

令和 3 (2021) 年度
科学 研究 費 助 成 事 業

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

審査の手引

令和 3 (2021) 年 9 月

独立行政法人日本学術振興会

科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的研究費です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

【令和3(2021)年度公募における主な変更点(帰国発展研究)】

- ◆本種目は例年9月に公募を行っていましたが、令和3(2021)年度公募より公募スケジュールの早期化を行いました。
- ◆研究計画調書の様式について「1 研究目的、研究方法など」及び「2 本研究の着想に至った経緯など」の見直しを行いました。

(参考：令和2(2020)年度公募における変更点)

- ◆本種目は、海外の研究機関等において優れた研究実績を有する独立した研究者が帰国後すぐに研究を開始できるように支援するもので、従来、応募資格を「応募時点において日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターを除く）」を有していること、としていました。
しかしながら、「ポストドクター」の中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得するなど独立した研究者として活動している者もいることから、令和2(2020)年度公募より、「ポストドクター」という身分であっても、本種目の趣旨に合致する場合には応募可能としています。

は し が き

本手引は、科研費のうち「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」の審査を担当される審査委員のために作成しています。研究者が遵守すべき行動規範について参考（25頁）にするとともに、本手引の全ての留意点等について配慮して審査してください。

（重要）審査関係資料の取扱いについてのお願い

- ・審査資料は、他人の目につかない場所に厳重に保管するとともに、盗難や紛失の恐れがないよう、極力居室等の外に持ち出さないようにするとともに、やむを得ず携行する際は取扱いに十分注意してください。
- ・審査資料をコピー又はプリントアウトした場合は、審査・評価資料同様に十分注意して取扱い、審査・評価終了後は裁断または溶解により処分してください。
- ・電子審査システムのIDやパスワードは、第三者の目に触れることのないように厳重に保管してください。
- ・パソコン等の使用にあたっては、ウイルス対策ソフトを導入し、使用する前に最新の状態であることを確認するなど、審査資料の漏洩に注意してください。
- ・審査資料をパソコン等にダウンロードした場合は、転送や複製を行わないようにしてください。USBメモリー等の記録媒体や外部機器への複製等も行わないでください。また、審査終了後は電子ファイルを必ず削除してください。

目 次

1	審査における基本的事項	1
2	帰国発展研究の審査について	3
3	書面審査について	6
4	合議審査について	11

[参 考]

1	国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等	13
2	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）	17
3	研究者が遵守すべき行動規範について	25

1 審査における基本的事項

科研費の審査を行う際の基本的事項として、以下の点を必ず確認してください。

(1) 審査の基本:ピアレビュー

学術研究は、その評価・審査を、研究者コミュニティにおいて行う「ピアレビュー」により発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。科研費の審査委員は、既に科研費の取得等を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々が選定されています。審査にあたっては科学者としての良心に基づき、学術的価値を公正に判断することが求められます。本冊子の冒頭に掲載の「科学研究費助成事業（科研費）の審査について」も一読の上、ピアレビューの意義を十分に理解してください。

<ピアレビューにおける研究者の責務>

研究者にとって、自らが優れた研究成果を創出することと並んで、論文の査読や研究計画の評価・審査などの機会に、審査委員として他者の研究や研究計画に対して建設的な批評を加えたり、公正な評価・審査を行ったりすることを通じて学術の発展に貢献することもまた非常に重要な活動です。科研費によって研究を行った研究者は、求められれば科研費の審査に携わる、というのがピアレビューによる科研費審査制度を成り立たせる基本条件です。

ピアレビューにおいて審査委員を務める研究者は、自ら研究を行う立場と他の研究者の研究計画を評価・審査する立場の両方に関わるため、それらの立場により多かれ少なかれ緊張関係の状態に置かれることになります。そのことを十分に自覚し、公正な審査を行うことが求められます。

(2) 審査にあたっての姿勢、研究計画調書に基づく審査

科研費の審査は、研究課題の学術的価値に基づいて、各審査委員の見識と責任で行うものです。応募者は自らの自由な発想に基づいて研究課題を設定しており、審査委員には応募者の研究を尊重することが求められています。応募者がどのような研究を行おうとしているかを研究計画調書に沿って理解し、各応募研究課題の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めた上で、その研究課題の意義を評価してください。その際、研究計画調書の内容を確認するために他の情報を参照することは差し支えありませんが、研究計画調書に記載のない情報のみに基づいて評価しないでください。

また、応募者は自らの応募研究課題の内容に基づき、自由に審査希望分野を選択しています。審査委員から見て審査希望分野の選択が不適切と思われる場合であっても、それだけを理由に評価を下げてはいけません。

さらに、各審査委員はそれぞれの専門分野の代表ではなく、一人の研究者として審査に参画していることに留意してください。科研費は国費を原資とした公的研究費であり、その審査にあたっては特段の公正性が求められることにも留意し、公正な審査に努めてください。

(3) 守秘義務と研究者倫理の遵守

科研費の審査にあたり、全ての審査委員に守秘義務が課されています。自身が審査委員であることはもちろん、研究計画調書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。審査の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、それが科研費の審査に関係していることを伏せなければなりません。

なお、書面審査で他の研究者と相談したり、または審査委員間で連絡を取り合ったりしてはいけません。

審査の過程で知った他人のアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものです。合議の

内容を漏らすようなこともあってはなりません。

また、審査委員の氏名等については、今回の応募研究課題の審査を行った全ての審査委員の任期が満了する年度（令和5（2023）年度）に日本学術振興会が公表します。それまでは非公開ですので、自身を含め審査委員の氏名は他に漏らさないでください。

(4) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関与しないでください。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の要素を考慮した審査ではないかという疑念を持たれること、がないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。規程上は以下のとおりです。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)(B)においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

なお、次のような場合には、利害関係には当たりませんので、「利害関係」をあまりに広く捉えすぎることはないように注意してください。

- ・単に同じ学会・研究会に所属している場合
- ・単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

2 帰国発展研究の審査について

帰国発展研究の概要

趣 旨 海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援するものです。

当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しています。

対 象 下記の応募資格を有する日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画

※採択研究課題は極めて厳選されたものとする予定<令和2年度採択実績：12件>

応募資格 応募時点において、以下の①～③を全て満たす者

- ①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者であること
- ②現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
- ③科研費応募資格を有していない者であること

応募総額 5,000万円以下

研究期間 3年以内（研究期間は交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとします。また、日本国内の研究機関に所属し科研費の応募資格を取得した場合に令和5（2023）年4月30日までに交付申請を行うことができます。）

なお、交付申請後から経費を執行することができます（採択（条件付き交付内定）以降、直ちに経費を執行することはできません）。

<その他>

- ・ 応募時点において帰国後の所属先が確定していなくても応募することができます。
- ・ 交付申請に当たっては、日本を主たる拠点として研究を遂行するために、教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターは除く）として日本国内の研究機関に所属し、科研費の応募資格を取得することが必要です。
- ・ 海外の研究機関とのクロスアポイントメント等、海外の研究機関において引き続き研究を遂行することについて直ちに妨げませんが、交付申請時に、全仕事時間に対する日本の所属研究機関における職務の割合が、少なくとも概ね50%程度であることを確認します。

(1) 帰国発展研究の審査の特徴

帰国発展研究は、海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者を対象として、極めて厳選された研究課題を採択することとしています。

特に最終的に採否を決める合議審査においては、帰国発展研究として採択すべき課題が少なく、採択可能件数に達しない場合でも、採択に値しない課題を無理に採択する必要はありません。

(2) 審査希望分野、審査方法

帰国発展研究の審査は、下記の審査希望分野ごとに設定した各小委員会で、同一の審査委員が個別に行う書面審査と合議審査の両方を実施する方式によって行われます。

審査希望分野	①情報学	⑥化学
	②環境学	⑦工学
	③人文学	⑧生物学
	④社会科学	⑨農学
	⑤数物系科学	⑩医歯薬学

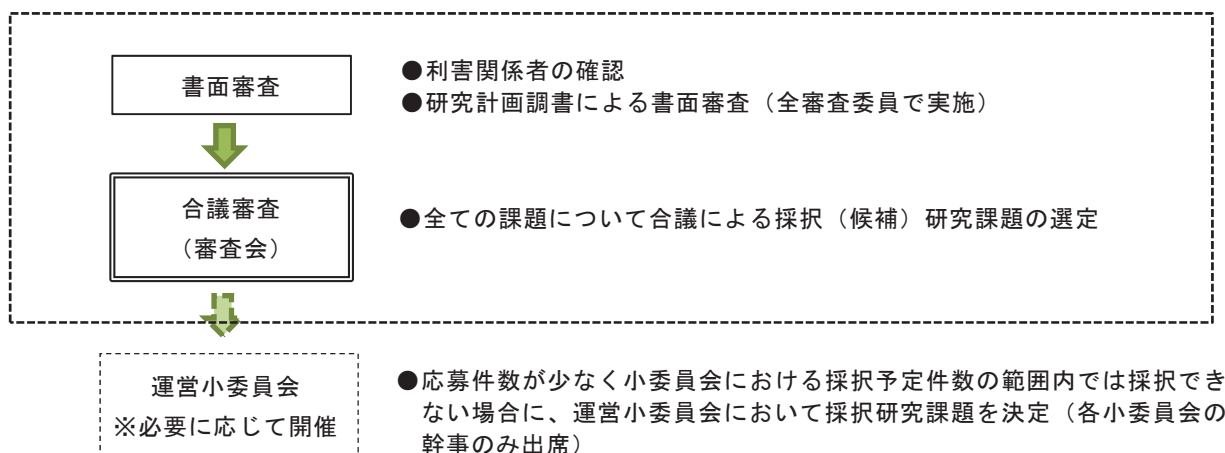
本審査では、全審査委員が全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、合議により応募研究課題ごとに議論を重ねて採否を決定します。

帰国発展研究の特性上、広い視野から帰国発展研究としての妥当性を判断するため、専門分野のみならず、幅広い見識を有した委員が選考されていますので、自身の専門分野に合致しなくても、全ての研究課題について幅広い観点から必ず審査を行ってください。

応募研究課題数が多い場合は、審査が可能な件数とするため、応募研究課題を機械的に複数の小委員会に分割して審査を行います。

(3) 審査の流れ

帰国発展研究の審査は次のような流れで行われます。各審査委員は書面審査と合議審査の両方を行うこととなります。



① 書面審査

全ての応募研究課題について、研究計画調書をもとに、帰国発展研究としての妥当性及び研究計画の学術的価値等について個別に評価を行い、評点を付すとともに、その評価に至った理由（当該研究課題の長所・短所）を「審査意見」欄に記入します。

② 合議審査

書面審査における各審査委員の総合評点及び審査意見が審査資料として提示され、これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、他の審査委員との討議を重ね、採択研究課題を選定します。

③ 運営小委員会（必要に応じて開催）

応募件数が少なく、小委員会における採択予定件数の範囲内では採択できない場合には、該当小委員会において採択候補研究課題として選定した後、運営小委員会を開催して採択研究課題を決定します。

※審査に関する補足内容及び留意点は、本手引の別冊にまとめていますので、審査を開始する前に本手引と併せて必ず読んでください。

3 書面審査について

(1) 審査方法

書面審査は、以下の点に留意した上で、〔参考1〕に明示する「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等」（13頁）に従って行ってください。

書面審査においては、4段階による総合評点を付すとともに、評価要素「A. 帰国発展研究としての妥当性」（以下「評価要素A」という。）についても評価を行ってください。

① 帰国発展研究としての妥当性について

評価要素Aについては、絶対評価により評価を行ってください。この際、研究計画が本種目の趣旨・対象に「あまり妥当でない」又は「妥当でない」と判断し「△」又は「×」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に必ず記入してください。

なお、応募に際しては、これまでの海外における研究活動や研究資金の獲得状況等を記載するよう求めていますので、国によって研究費の制度、応募資格等に違いがあることにも留意しつつ、優れた研究実績を有する独立した研究者であることの根拠が提示されているかといった観点から判断してください。

② 評点の付し方（評点分布）

書面審査における評点分布は、小委員会ごとに応募件数に応じて設定します。各審査委員は、インターネット上の「科研費電子申請システム（電子審査システム）」（以下、「システム」という）で示される評点分布に従って、評点を付してください。

この際、総合評点の分布がシステム上の設定と一致しない限り、審査を終了できません。このため、特に書面審査においては、設定された件数の制約のために評点を調整して入力（例えばSとしたいものを件数制限のためやむを得ずAと入力）した研究課題については、その旨を審査意見に記入し合議審査の参考としてください。

なお、評価要素Aについて「△」又は「×」を付した研究課題については、総合評点として「C」を付してください（15頁参照）。ただし、上記のとおり件数制限のためにやむを得ず「C」以外の評点を付した場合には、その旨を審査意見に記入してください。

③ 審査意見の記入について

書面審査においては、合議審査の議論の参考とするために、評点に加え、研究課題に対する所見や、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）をシステム上の「審査意見」欄に必ず記入してください。

④ 研究経費の妥当性について

研究経費の妥当性・必要性については、必ず研究計画の内容に照らし合わせて判断してください。このため、研究設備の購入経費や人件費等の計上の有無のみで判断するのは避けてください。

（参考）令和2（2020）年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）86.0%

⑤ 研究計画調書の「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、本欄に記載の内容は書面審査の評価項目としては考慮せず、手続き等に問題があったとしてもその研究課題の評価を下げないでください。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究

機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その根拠を具体的にシステム上の「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、日本学術振興会から応募者が所属する研究機関に対して、所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

⑥ researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の利用について

平成30（2018）年度の審査より、電子審査システムから researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を、直接リンクを張る形で必要に応じて参照できるようになりました。

改めて言うまでもありませんが、科研費の審査は研究計画調書に基づいて行うことが基本です。researchmap やKAKENの利用は、研究計画調書に記載された内容を確認するためなど、補助的な使い方に留めてください。

また、以下の点にご留意ください。

- ・ researchmap には、審査には関係が無い情報が登録されている場合もありますが、審査がそれらに影響されることのないようにしてください。
- ・ 応募者の情報が researchmap に未登録ないしは登録内容が不十分との理由で評価を下げることや、データベースの情報のみに基づいて評価することのないよう、注意してください。

(2) 電子審査システムの利用について

書面審査の評定（審査結果）については全てシステムにより、入力します。

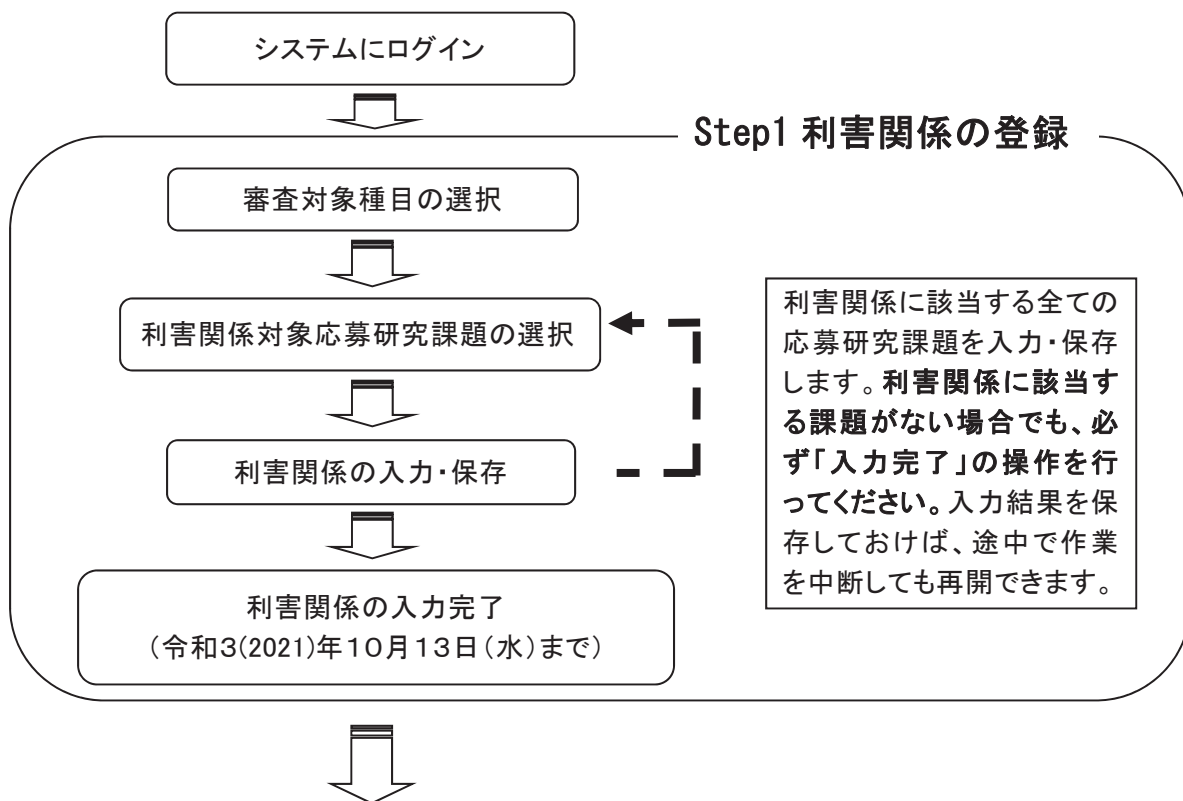
システムの利用にあたっては、「ID・パスワード通知書」に示されたID・パスワードが必要となります（「ID・パスワード通知書」は「国際共同研究強化（A）」と共通です。）。

○システムの操作と審査結果の入力について

i) システムの操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（帰国発展研究）」を参照してください。

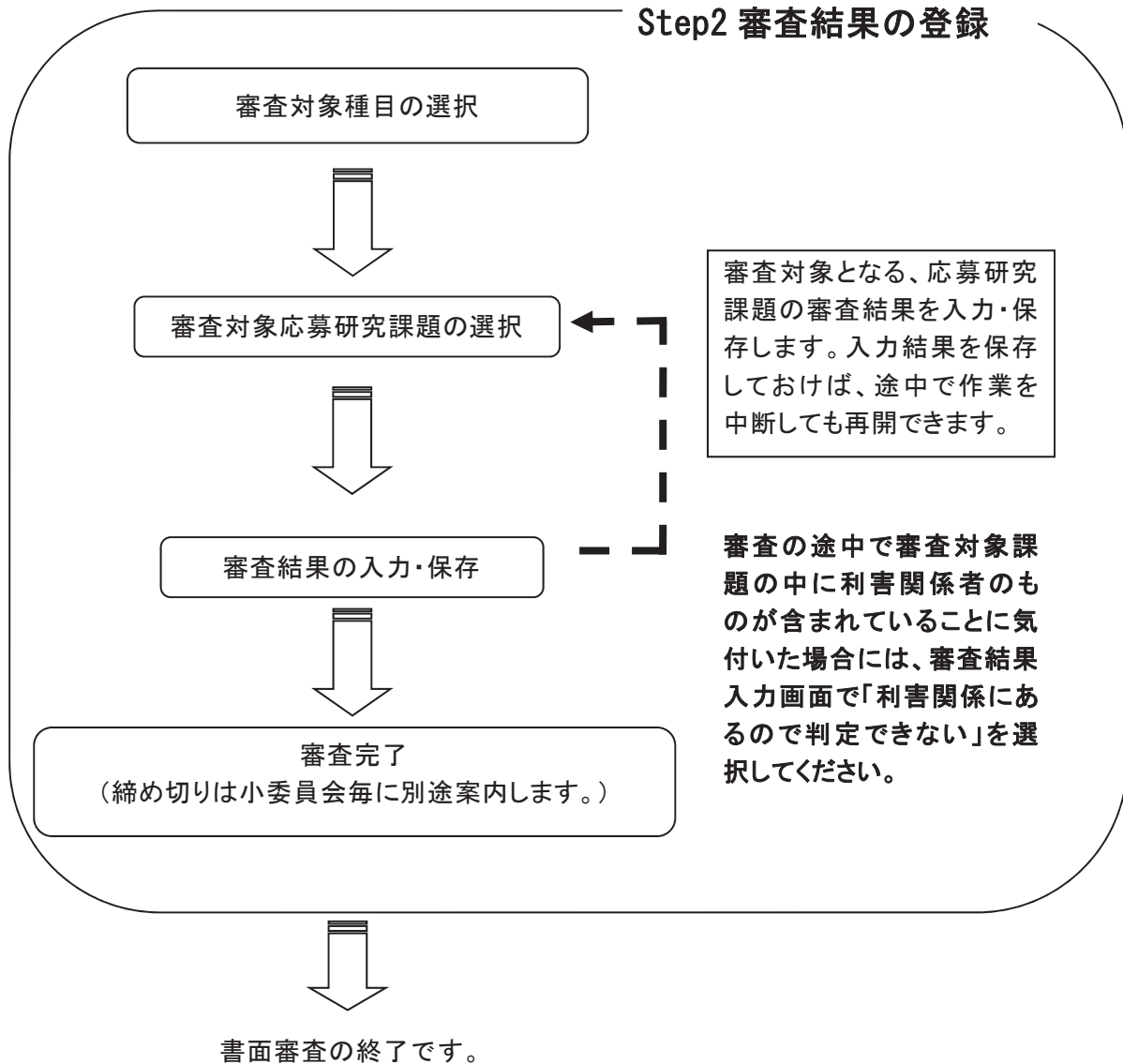
ii) 操作手順

主な操作手順は、以下の図のとおりです。



利害関係の登録を完了したら、Step 2（次頁）へ進んでください。

Step2 審査結果の登録



(3) 評定(審査結果)登録期限

[利害関係の登録]

令和3(2021)年10月13日(水)まで【厳守】

[審査結果の登録]

小委員会毎に別途案内する期限を厳守してください。

【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成企画課 国際科学研究費係

TEL 03-3263-4927

FAX 03-3263-9005

◆システムの操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9:30～17:30

※上記番号が繋がらないときは

独立行政法人日本学術振興会 経営企画部 情報企画課 情報管理係

TEL 03-3263-1017, 1022, 1107, 1024

(4) 書面審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

〔研究計画調書〕

合議審査においても使用しますので、合議審査が終わるまでは適切に保管し、合議審査終了後に、書面審査書類送付時に同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、研究計画調書を返送してください。

〔ID・パスワード通知書〕

書面審査の完了後も、システム上では、研究計画調書の閲覧・ダウンロード・プリントアウトが可能です。このため、合議審査が終わるまではID・パスワード通知書は適切に保管し、合議審査終了後に、裁断等により処分してください。

4 合議審査について

本審査においては合議審査が重要な役割を持っています。優れた研究課題を選定するため、帰国発展研究としての妥当性及び研究計画の学術的価値について議論を行ってください。この際、自身の意見を説明するにとどまらず、お互いの意見に対する率直な議論を納得いくまで行った上で、小委員会として採否を決定してください。

特に、各審査委員の評価が大きく異なる研究課題の審査にあたっては、十分に議論を行ってください。

合議審査では、書面審査における総合評点及び審査意見が、審査委員名等とともに審査資料として提示されます。これらの資料及び個々の研究計画調書をもとに、合議により採択研究課題を選定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、審査委員に集合して会議を行っていただく形式での審査が困難となっており、令和3(2021)年度審査においてはweb会議形式による合議審査を行います。

【書面審査結果の扱い】

審査資料上、各研究課題は便宜的に書面審査の結果に基づいて並べられていますが、個々の評点や平均点は採否を決める主要な情報ではなく、あくまで議論をスタートするために用いるものです。合議の場では他の審査委員の意見を踏まえて各委員が再考し、自らの書面審査結果にこだわらず、最終的な意見を述べてください。

【帰国発展研究としての妥当性について】

書面審査において、審査委員のうち1名でも評定要素Aで「あまり妥当でない」又は「妥当でない」と判断し「△」又は「×」を付した課題については、「その判断に至った理由」を確認しながら合議審査で改めて議論を行ってください。

なお、合議において帰国発展研究としての妥当性が認められない課題については、学術的価値の評価にかかわらず採択とはしないでください。

参 考

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第8条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）は、海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本を主たる拠点として、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるため、日本に帰国後すぐに研究を開始できるように研究費を支援するものです。したがって、採択にあたっては極めて厳選されたものを選定できるよう、適切な評価を行ってください。

i 評定基準

〔評定要素〕

A. 帰国発展研究としての妥当性

- ・これまでの海外における研究活動や研究資金の獲得状況等、海外で優れた研究実績を有する独立した研究者であることの根拠が提示されているか。
- ・帰国後に研究室を主宰し、外国人研究者との連携等により日本の研究活動の活性化に資することが期待できるか。

評定区分	評 定 基 準
○	妥当である又は概ね妥当である
△	あまり妥当でない
×	妥当でない

書面審査においては、帰国発展研究として「あまり妥当でない」又は「妥当でない」と判断し「△」又は「×」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。該当する課題については、合議審査で改めて確認することとなります。

B. 研究計画の内容に関する評定要素

(1) 研究課題の学術的重要性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、あるいは科学技術、社会などへの波及効果が期待できるか。

(2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
- ・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

(3) 研究遂行能力

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記「A. 帰国発展研究としての妥当性」及び「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、帰国発展研究としての適切性も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

ただし、「A. 帰国発展研究としての妥当性」において「△」又は「×」を付した課題については、総合評点として「C」を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は審査委員名等とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「（空白）」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。

- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

iii 留意事項

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

2. 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成29年8月28日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
改正 令和3年8月2日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、平成30年度助成に係る公募以降の若手研究（以下「若手研究」という。）、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（研究成果公开发表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（以下「ひらめき☆ときめきサイエンス」という。）を除く）、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) 研究成果公開促進費（研究成果公开发表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」の成果公開の実施代表者及び実施代表者の所属する研究機関の長（以下「実施代表者等」という。）
 - (4) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (5) 国際共同研究加速基金の研究課題の研究代表者
- 五 審査意見書作成者 審査において、審査意見書の作成を依頼された、応募研究課題と専門分野に近い者をいう。
- 六 評価協力者 基盤研究（S）の研究進捗評価及び中間評価において、研究課題ごとに選定する、研究課題と専門分野に近い者をいう。

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 審査(事前評価)

(1)「総合審査」

審査委員全員が全ての研究課題について、書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査を行う。また、必要に応じて、「総合審査」に先立ち、各研究課題について事前の選考を行うことができる。

なお、特別推進研究及び基盤研究(S)に係る補助金の配分については、審査に際して、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という)を選定し、ヒアリングを行う。また、審査の過程においては審査意見書を活用する。

(2)「2段階書面審査」

各研究課題について、合議による審査を行わず、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行う。

二 研究進捗評価

三 中間評価

四 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(平成29年度助成以前に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 中間評価 第4章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題並びに国際情報発信強化の成果公開に限る。)
- 四 事後評価 第5章に定める時期に行う。(平成30年度助成以降に採択された特別推進研究及び基盤研究(S)の研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、中間評価報告書、事後評価報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。
- 4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに日本学術振興会研究事業部に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者又は研究分担者(国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)(B))においては、研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者を含む。)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一研究室の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合(略)

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第18条に定めるとおりとする。
- 3 中間評価の結果の開示及び公表は、第23条に定めるとおりとする。
- 4 事後評価の結果の開示及び公表は、第28条に定めるとおりとする。
- 5 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成28年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定 平成29年4月）に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究成果が期待できるものを選定するようにする。その際、別添16「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（平成29年6月改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究及び基盤研究（応募区分「特設分野研究」を除く）の研究課題のうち研究期間が4年以上のもの又は若手研究（A・B）、若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものであつて、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題及び成果公開の他の研究種目（応募区分）又は審査区分への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（応募区分）別の方針

- (1) 科学研究費（特別推進研究）（略）
- (2) 科学研究費（基盤研究、若手研究（A・B）、若手研究、研究活動スタート支援、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究）（略）
- (3) 科学研究費（奨励研究）（略）
- (4) 研究成果公開促進費（略）
- (5) 特別研究員奨励費（略）
- (6) 国際共同研究加速基金

① 共通事項

ア 各審査区分及び審査希望分野への配分方法

各審査区分及び審査希望分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ配分方式により算出した審査区分及び審査希望分野別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る審査区分及び審査希望分野ごとの配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、配分方式により算出した額とする。

イ 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては1段階目の書面審査において査定する。この際、研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

ウ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 帰国発展研究を除き、他の研究課題の受入・応募等の状況は、審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題を十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- b 総合審査においては採択候補研究課題、2段階書面審査においては応募研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、総合審査においては合議審査、2段階書面審査においては書面審査により決定する。

エ 補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の審査を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

② 個別事項

ア 国際共同研究強化（Ａ）（略）

イ 国際共同研究強化（Ｂ）（略）

ウ 帰国発展研究

a 応募時点において日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。

（審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会運営規則に定める部会、小委員会、運営小委員会において行うものとする。

（審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究（略）

二 基盤研究（Ｓ）（略）

三 基盤研究（Ａ）（応募区分「一般」）（略）

四 基盤研究（Ｂ）（Ｃ）（応募区分「一般」）、若手研究（Ｂ）、若手研究（略）

五 研究活動スタート支援（略）

六 挑戦的研究（略）

七 基盤研究（Ｂ）（Ｃ）（応募区分「特設分野研究」）（略）

八 奨励研究（略）

九 研究成果公開促進費（略）

十 特別研究員奨励費（略）

十一 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（Ａ））（略）

十二 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（Ｂ））（略）

十三 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

① 各小委員会においては、個別の書面審査を行い、合議により採択研究課題を決定するが、採択予定件数の範囲内では採択できない場合は、採択候補研究課題を選定することを可能とし、運営小委員会において全体予算の範囲内で採択候補研究課題から採択研究課題を決定する。

- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添15の評定基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各研究課題への配分額の調整〕

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

十四 継続研究課題（特別推進研究を除く）（略）

（審査結果の開示）

第13条 各審査委員の研究課題又は成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、以下のとおり、審査結果の開示を行う。

- 一 特別推進研究（略）
- 二 基盤研究（S）（略）
- 三 基盤研究（A）（応募区分「一般」）（略）
- 四 基盤研究（B）（C）（応募区分「一般」）、若手研究、研究活動スタート支援（略）
- 五 挑戦的研究（開拓）、基盤研究（B）（C）（応募区分「特設分野研究」）（略）
- 六 挑戦的研究（萌芽）（略）
- 七 奨励研究（略）
- 八 国際情報発信強化（略）
- 九 研究成果公開発表（研究成果公開発表（B）のうち、「ひらめき☆ときめきサイエンス」を除く）、学術図書、データベース（略）
- 十 研究成果公開発表（B）「ひらめき☆ときめきサイエンス」（略）
- 十一 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）（B））（略）
- 十二 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）
採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会におけるおおよその順位、帰国発展研究としての妥当性に係る評価結果、及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 中間評価 (略) 第5章 事後評価 (略)

3 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議「科学者の行動規範」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

【日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月25日）より抜粋】

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

(日本語版(テキスト版)) (日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

※URL:<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>